

第 2 号（平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成30年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成30年12月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年12月21日午前10時00分 議長 岡田久雄

閉会 平成30年12月21日午前11時03分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

5番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

1番	脇本	尚憲	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎	裕美	議会書記	坂井	幸一郎
--------	----	----	------	----	-----

議会書記	梶田	篤志	議会書記	仁木	崇
------	----	----	------	----	---

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

参	与	島田	智雄	教	育	長	松田	定
---	---	----	----	---	---	---	----	---

理事兼総務課長事務取扱	脇本	和弘
理事兼建設課長事務取扱	西田	哲弥
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江	裕之
税 務 課 長	乾	浩朗
住 民 福 祉 課 長	中坊	玲子
高 齢 福 祉 課 長	寺井	佳孝
産 業 環 境 課 長	菱本	嘉昭
同和・人権政策課長	西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平間	克則

理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木	伸浩
理事兼上下水道課長事務取扱	中島	一也
企 画 財 政 課 長	花木	秀章
会計管理者・会計課長兼務	光田	恵理
保 健 医 療 課 長	中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原	温美
上 下 水 道 課 参 事	森田	肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田	ゆかり
学校給食センター所長	奥山	英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 3 0 年 1 2 月 井 手 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 55 号 京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 3 議案第 59 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 60 号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第 5 議案第 61 号 平成 3 0 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）
- 第 6 議案第 62 号 平成 3 0 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 7 議案第 63 号 財産取得について同意を求める件
- 第 8 発議第 6 号 消費税 1 0 % への増税の中止を求める意見書
- 第 9 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

町長より、議案第59号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第60号、指定管理者選任につき同意を求める件、議案第61号、平成30年度井手町一般会計補正予算（第6回）、議案第62号、平成30年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）、議案第63号、財産取得について同意を求める件が追加提案として提出されております。また、谷田みさお議員より、発議第6号、消費税10%への増税の中止を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから平成30年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、脇本尚憲議員、8番、中坊 陽議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第55号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第55号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

京都府市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

なお、今回の改正は、一部事務組合の名称が変更されたこと等に伴いまして、当該退職手当組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

それでは、２ページをごらんください。京都府市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約、新旧条文対照表でございます。なお、こちらの表につきましては、退職手当組合からの資料を使用しておりますもので、現行が左側の欄、変更案が右側の欄となっております。

それでは、現行の方、第１８条、資産の管理の規定でございまして、「郵便貯金又は」を削る条文の整備でございます。

次に、別表（第２条関係）でございまして、こちら、同表中「、相楽郡西部塵埃処理組合」が「、木津川市精華町環境施設組合」へと、一部事務組合の名称が変更されたことに伴い改めるものでございます。

それでは、１ページをごらんください。附則でございます。

この規約は京都府知事の許可のあった日から施行し、この規定による改正後の別表の規定は平成３０年９月１３日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第５５号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

議案第５５号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第５９号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　それでは、議案第５９号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、人事院勧告に準拠するため、関係条例について、所要の改正をするものであります。

それでは、５ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数１３５６、第１４条、宿日直手当の規定でありまして、本町における宿日直勤務の実態にあわせて、国と同様に勤務１回につき４，２００円を４，４００円支給する条文に改めるものでございます。

続きまして、１３５９ページ、第１８条、勤勉手当の規定でございまして、当該手当率の支給率を６月と１２月に分け、６月の支給率には変更ありませんが、１２月の支給率を一般職員１００分の９５、管理職員は１００分の１１５を追加するものであります。

次のページをごらんください。例規ページ数１３６１の４８、別表第２、給料表の規定でありまして、給料表の改正でございます。

１１ページをごらんください。１１ページでございます。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数１３３２、第７条、期末手当の規定でありまして、第２項及び第３項中、１２月の期末手当の支給率を１００分の１７２．５を１００分の１７７．５に改めるものであります。

次のページをごらんください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第３条関係）でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数１２８２ページ、第５条、期末手当の規定でございまして、１２月の期末手当の支給率を１００分の１７２．５から１００分の１７７．５に改めるものであります。

次のページをごらんください。１３ページです。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第４条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1357 ページ、第 17 条、期末手当の規定でございまして、先ほど提案いたしました 5 ページの第 1 条関係の支給率を 6 月、12 月とも一般職員 100 分の 130、管理職員を 100 分の 110 に改めるものであります。

続きまして、例規ページ数 1359 ページ、第 18 条、勤勉手当の規定でございまして、先ほど同じく 5 ページで提案いたしました第 1 条関係の支給率を 6 月、12 月とも一般職員は 100 分の 92.5、管理職員は 100 分の 112.5 に改めるものであります。

次のページをごらんください。14 ページです。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 5 条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1332 ページ、第 7 条、期末手当の規定でありまして、第 2 項及び第 3 項中、先ほど 11 ページの第 2 条関係での提案いたしました当該手当の支給率を 6 月、12 月とも 100 分の 167.5 に改めるものであります。

次のページをごらんください。15 ページであります。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 6 条関係）でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1282 ページ、第 5 条、期末手当の規定でありまして、第 2 項中、先ほど 12 ページの 3 条関係で提案させていただきました当該手当の支給率を 6 月、12 月とも 100 分の 167.5 に改めるものであります。

それでは、4 ページをごらんください。附則でございます。

第 1 項、施行期日等の規定であります。この条例は公布の日から施行する。ただし、第 4 条から第 6 条までの規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、これにつきましては、第 1 条関係から第 3 条関係の改正規定について、平成 30 年 4 月 1 日から適用する旨の規定でございます。

第 3 項は、給与の内払いの規定であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） ただいま説明がありました中で、国の人勧に準じてという言葉がありましたけれども、ことしの国の方の人勧のポイントと、それと、準じてということですが、全く本町の場合は人勧どおりということなのかどうか。

それと、宿直手当に関してですけれども、現在、役場の宿直に職員が当たっておられる姿を見かけるわけですが、この宿直手当というのは、いわゆる勤務がずっと終わらないで、災害時等に宿直しなあかんという、それを指すのか、役場宿直員みたいに宿直が、特に非常時でなくても宿直しなければならないということで、それを対象にしているのか、どういうときにこの宿直手当というのが支給されるのか。

それと、宿直の概念で、勤務時間というのは何時から何時までなのか。それは、役場の宿直員という臨時職員で雇っておられる方と同じ時間なのか。役場の宿直員は日額ですが、仮眠とかが認められていて、勤務時間というのは一体これ、何時間なのかなと。どういうふうに、いわゆる役場の宿直員と職員の宿直手当との規定が違うのかをお尋ねします。

それと、特別職に関してですが、今回、職員は勤勉手当の改定が出てきてるわけです。特別職や議員は、これ、提案されてるの、期末手当の改定なんです。特別職や議員は勤勉手当というのはありませんので、勤勉にやるのは当たり前やからね。だから、職員が勤勉な人にしか支給されない手当で増額やのに、なんで特別職の、普通に期日が来たら、期末にいれば支給される期末手当の方で同額上げることになっているのか、その辺もお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の条例改正におきましては、人勧に準拠しておりまして、まず給料表の改正、勤勉手当の 0.05 のアップということと、あと宿直手当の 4,200 円から 4,400 円に変わったというところでありまして、人勧どおりに準拠しております。

あと、宿直手当につきましては、今現在も臨時職員に来ていただいておりますけれども、職員も同じような形で、同じ時間で同じ勤務体制でやっております。もちろん宿直でありますので、仮眠といいますか、電話とか緊急の場合

は別ですけれども、本来は夜は寝て過ごすという形になっております。おおむね勤務は7.5時間ということで、あとは寝ていただくというスタンスで臨時職員さんも来ていただいております。

続きまして、特別職の関係でございますけれども、こちらにつきましては、国での法案のとおり、一般職員も踏まえて、特別職につきましても、議員さんも含めてですけれども、その法律も通っておりますので、同じく今回の条例で上げさせていただいてるということでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 宿直手当ですけど、職員が役場宿直員さんにかわって宿直するときは、どちらの報酬をもらうんですか。役場の宿直員さんは1日、日額7,690円でしょう。7.5時間以外は寝てもらって仮眠をとってもらったらいいいということやね。じゃ、職員が宿直で泊まるときも、災害時は別ですよ。せやけど、そのときも7時間半以外は寝てもらっていいと。宿直手当は職員は4,200円ですか。

もう1点は、一般職員と特別職や議員とですけども、条例も別々なんです。それをまた、これ、わざわざまとめて出さるんですけども、職員さんは生活給、特別職は生活給に当たらないということで、別々に提案してほしいと思うんですけども、その点はお考え、いかがですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどの谷田みさお議員のご質問ですが、過去から第14条におきまして、今、第2項にありましたけれども、宿直に携わる職員については、時間勤務でもなく休日勤務でもないということですので、基本的には、職員についてはこの規定の額に、国と全く同じ規定に基づいて、宿直をした場合には金額を支給するというところでございます。

9番（谷田みさお） 別々に提案してくださいということについては。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） ご意見として承っておきます。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 賛成の立場で討論します。

職員の方は、人事院勧告は職員がいろいろな権利制限されてる中で唯一のよりどころですので、処遇改善の提案が国の方からあれば、それに準じて行っていていただくのは当然やと思っています。しかし、特別職や議員については、ましてや職員が勤勉手当が上がるときに一緒に期末手当を上げるというような必要はないと思いますが、職員のベースアップ、それから宿直手当、勤勉手当の増額については賛成なので賛成します。

1 点、宿直体制ですが、職員が泊まってるということは、昼間ともに 1 日仕事をしていただいて、それで精いっぱい頑張っていたかなあかんわけですよ。それに加えて、仮眠をとるといったって、いつ電話がかかってくるかわからない、非常に神経を尖らせてなあかんような宿直の仕事をさせるというのは尋常な形態ではない。役場の宿直員さんというのは臨時職員で当然雇うべきなんだけれども、確保できていない現状があるんやと思うんです。ということは、安定的に宿直員を確保しなあかんのやから、じゃ、警備会社に委託するとか、そういう方法を考えないと、いつまでも職員にそういう、昼間働いた以上に夜もやりなさい、しかも、アルバイトの宿直さんの額と比べたら非常に安い手当しか出ませんよと、そんなのおかしいじゃないですか。それは職員の方からも声が上がりへんのもおかしいと思いますけれども、どう考えてもそんなことを常時続けるのはおかしい。臨時的に、本当にやむを得ずやることであって、しょっちゅう見かけますよ、職員さん、夜勤とか宿直したはるの。それは、そんなことを続けさせるのは町長の責任としていかんと思いますということをご指摘して賛成いたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第５９号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第５９号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第６０号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） それでは、議案第６０号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町野外活動センター施設。指定管理者、京都府城陽市寺田南中芝８０番地、公益財団法人青少年野外活動総合センター、代表理事、田口博康。指定の期間、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日。

なお、本施設の管理運営につきましては、平成１６年４月１日の開設当初から平成３１年３月３１日までの３期１５年間、特定非営利活動法人大正池環境サポートセンターを指定管理者として指定してきていたところではありますが、本年５月、大正池環境サポートセンターの総会において、次期指定管理者の申請を行わず、今年度末をもって終了することが決定したとの報告がありました。

本町といたしましては、本施設は大正池周辺の豊かな自然の中で町内外の方々が交流や研修、宿泊できる施設であり、年間約８，０００人の利用者もおられることから、引き続き運営を続けるため、本年１０月より次期指定管理者の公募を行ってきたところであり、公募に対して２件の問い合わせがあり、うち当該議案提出の１者が申請がありました。公益財団法人青少年野外活動総合センターは、現在城陽市にある青少年野外活動総合センター友愛の丘を運営し、京都府立木津川運動公園の指定管理者でもあり、また、大

正池グリーンパークについても開設当初から運営にかかわっていることから、今までの経験と他の同様施設の運営ノウハウを生かしながら本町の地域に合った運営を実施していただけると審査委員会で総合的に判断し、井手町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公益財団法人青少年野外活動総合センターを指定管理者に選定しましたので、議会の選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第60号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第61号、平成30年度井手町一般会計補正予算（第6回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　それでは、議案第61号、平成30年度井手町一般会計補正予算（第6回）につきましてご説明申し上げます。

平成30年度井手町の一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ215万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,977万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、7ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入

金、今回 2 1 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、計 1 億 4, 2 8 0 万 2, 0 0 0 円、財政調整基金繰入金の 2 1 5 万 9, 0 0 0 円の減であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、今回 1 8 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、計 5, 7 3 8 万 1, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 8 4 万 9, 0 0 0 円の減であります。報酬の 1 3 5 万円の減、給料の 4, 0 0 0 円、職員手当の 5 1 万 7, 0 0 0 円の減、共済費の 1 万 4, 0 0 0 円であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回 2, 0 1 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、計 2 億 9, 5 6 1 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 2, 0 1 9 万 2, 0 0 0 円であります。給料の 4 6 9 万 9, 0 0 0 円、職員手当の 2 0 6 万 6, 0 0 0 円、共済費の 2 5 4 万 5, 0 0 0 円、負担金補助及び交付金の 1, 0 8 8 万 2, 0 0 0 円あります。3 目財政管理費、今回 1 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、計 5 億 3, 9 5 6 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 4 万 6, 0 0 0 円あります。繰出金の 1 4 万 6, 0 0 0 円あります。

2 項徴税費、1 目徴税総務費、今回 3 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、計 4, 8 0 5 万 5, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 3 3 万 8, 0 0 0 円あります。給料の 3 万円、職員手当の 2 2 万円、共済費の 8 万 3, 0 0 0 円、負担金補助及び交付金の 5, 0 0 0 円あります。

3 項住民基本台帳費、1 目住民基本台帳費、今回 4 万 1, 0 0 0 円を追加し、計 3, 1 3 7 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 4 万 1, 0 0 0 円あります。給料の 1 万 3, 0 0 0 円、職員手当の 1 万 6, 0 0 0 円、共済費の 3, 0 0 0 円、負担金補助及び交付金の 9, 0 0 0 円あります。

次のページをごらんください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、今回 8 9 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、計 3 億 7, 6 9 5 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 8 9 0 万 2, 0 0 0 円の減であります。給料の 5 0 2 万円の減、職員手当の 2 0 3 万 7, 0 0 0 円の減、共済費の 1 0 3 万 8, 0 0 0 円の減、負担金補助及び交付金の 8 0 万 7, 0 0 0 円の減であります。2 目老人福祉費、今回 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、計 7, 1 9 2 万 9, 0 0 0 円、

財源内訳といたしまして、一般財源の2万7,000円であります。給料の7,000円の減、職員手当の8,000円、共済費の2万7,000円、負担金補助及び交付金の1,000円の減であります。3目国民年金事務費、今回2万9,000円を追加し、計834万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源は2万9,000円であります。給料の9,000円、職員手当の1万7,000円、共済費の1,000円、負担金補助及び交付金の2,000円であります。5目いづみ人権交流センター運営費、今回62万6,000円を追加し、計3,555万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の62万6,000円あります。報酬の7万4,000円の減、給料の2万7,000円、職員手当の60万3,000円、共済費の6万6,000円、負担金補助及び交付金の4,000円あります。

2項児童福祉費、2目保育園運営費、今回60万8,000円を追加し、計2億4,079万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の60万8,000円あります。給料の17万1,000円、職員手当の31万4,000円、共済費の10万2,000円、負担金及び交付金の2万1,000円あります。3目児童館運営費、今回6万2,000円を追加し、計1,757万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の6万2,000円あります。給料の5,000円、職員手当の4,000円の減、共済費の6万円。次のページをごらんください。負担金補助及び交付金の1,000円あります。4目子育て支援センター運営費、今回4,000円を追加し、計1,239万円、財源内訳といたしまして、一般財源の4,000円あります。共済費の4,000円あります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、今回11万円を追加し、計1,683万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の11万円あります。給料の4,000円、職員手当の2万4,000円、共済費の8万1,000円、負担金補助及び交付金の1,000円あります。4目保健センター運営費、今回17万円を追加し、計3,215万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の17万円あります。給料の3万5,000円、職員手当の11万4,000円、共済費の1万5,000円、負担金補助及び交付金の6,000円あります。5目環境対策費、今回3万1,000円を追加し、計988万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万1,000円あります。給料の1万1,000円、

職員手当の1万6,000円、共済費の2,000円、負担金補助及び交付金の2,000円であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、今回5万9,000円を追加し、計1億7,764万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5万9,000円、給料の1万円、職員手当の3万6,000円、共済費の1万1,000円、負担金補助及び交付金の2,000円であります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、今回13万5,000円を追加し、計1,684万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の13万5,000円であります。給料の1万5,000円。次のページをごらんください。職員手当の4万2,000円、共済費の7万5,000円、負担金補助及び交付金の3,000円であります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、今回53万1,000円を減額し、計6,897万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の53万1,000円の減であります。給料の7,000円、職員手当の3万3,000円の減、共済費の50万8,000円の減、負担金補助及び交付金の3,000円であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、今回871万9,000円を減額し、計2,394万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の871万9,000円の減であります。給料の448万1,000円の減、職員手当の197万5,000円の減、共済費の154万6,000円の減、負担金補助及び交付金の71万7,000円の減であります。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、今回5万6,000円を追加し、計1,449万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5万6,000円あります。給料の8,000円、職員手当の1万8,000円、共済費の2万8,000円、負担金補助及び交付金の2,000円あります。2目道路新設改良費、今回5万5,000円を追加し、計1億5,685万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5万5,000円あります。給料の9,000円、職員手当の1万6,000円、共済費の2万8,000円、負担金補助及び交付金の2,000円あります。

3項河川費、1目河川維持費、今回10万1,000円を追加し、計1,321万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万1,000円あります。給料の1万3,000円、職員手当の1万6,000円、

共済費の7万円。次のページをごらんください。負担金補助及び交付金の2,000円であります。2目河川改良費、今回3万1,000円を追加し、計1,414万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万1,000円であります。給料の1万1,000円、職員手当の1万6,000円、共済費の2,000円、負担金補助及び交付金の2,000円であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、今回10万6,000円を追加し、計10億8,226万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万6,000円あります。給料の5万8,000円、職員手当の3万8,000円、共済費の6,000円、負担金補助及び交付金の4,000円あります。

5項住宅費、1目住宅管理費、今回1万8,000円を追加し、計6,904万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源が1万8,000円あります。給料の1万5,000円、職員手当の6万2,000円、共済費の6万2,000円の減、負担金補助及び交付金の3,000円あります。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、今回、197万7,000円を減額し、計4,457万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の197万7,000円の減であります。給料の82万1,000円の減、職員手当の84万5,000円の減、共済費の18万円の減、負担金及び交付金の13万1,000円の減であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、今回89万円を減額し、計6,073万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の89万円の減であります。報酬の30万2,000円の減、給料の42万9,000円の減、職員手当の25万4,000円の減、共済費の16万4,000円。次のページをごらんください。負担金補助及び交付金の6万9,000円の減であります。

2項小学校費、1目学校管理費、今回8万2,000円を追加し、計5,424万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の8万2,000円あります。共済費の8万2,000円あります。

3項中学校費、1目学校管理費、今回4万6,000円を追加し、計3,916万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の4万6,000

0円であります。共済費の4万6,000円であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、今回277万1,000円を減額し、計4,456万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の277万1,000円の減であります。報酬の143万8,000円の減、給料の80万4,000円の減、職員手当の35万6,000円の減、共済費の4万4,000円の減、負担金補助及び交付金の12万9,000円の減であります。2目文化財保護費、今回9万5,000円を追加し、計919万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の9万5,000円であります。共済費の9万5,000円あります。4目図書館運営費、今回11万9,000円を追加し、計3,676万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の11万9,000円あります。給料の1万6,000円、職員手当の3万6,000円、共済費の6万4,000円、負担金補助及び交付金の3,000円あります。

次のページをごらんください。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、今回4万7,000円を追加し、計1,010万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の4万7,000円あります。共済費の4万7,000円あります。2目学校給食センター費、今回14万6,000円を追加し、計3,251万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の14万6,000円あります。報酬の1万5,000円の減、給料の4,000円、職員手当の4万4,000円、共済費の11万2,000円、負担金補助及び交付金の1,000円あります。

なお、21ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご参照ください。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ページ数で19ページの教育費の社会教育の関係で、放課後児童クラブの報酬ですけれども、嘱託職員の報酬が136万6,000

0円減額となっております。決算委員会の際に昨年度の職員の体制をお伺いすると、嘱託さんはおられなくて全員アルバイトやということやったんですけれども、今年度もこれ、報酬は上げてたけれども、嘱託さんを採用するつもりだったけれども採用できないというのか、そうか、嘱託は雇わないということでこれ、減額になっているのか、どういう体制になっているんでしょうか。

同じく、20ページの学校給食センターの費用ですけれども、ここでも報酬として嘱託職員の方の報酬が、若干ですけれども減額になっていると。これは、給食センターで嘱託さんというのは調理員さんの中におられるのか。それで、減額になっている理由です。勤務時間等が変わったりあったんでしょうか。お尋ねします。

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、19ページの放課後児童クラブの関係でございます。こちらについては、当初予算で嘱託職員を計上しているということで、雇い入れるというスタンス。嘱託職員として計上しておりましたけれども、その方、嘱託職員での採用と考えておりましたが、それが採用がかなわなかったということで聞いておりまして、予算を減額させていただいております。

次に、20ページの学校給食センター費の関係でございますが、こちらにつきましては、休みの関係がございまして、その休みで減額をさせていただいている日割り計算の減額ということでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 放課後児童クラブですけれども、教育委員会の方にお伺いします。採用できなかったということの今、総務の方の説明ですけれども、嘱託職員さんを指導員として採用したいという考えは変わらないということでしょうか。採用できなかったという経過をもう少しご説明をお願いします。放課後児童クラブの指導員については、国の方が、特に大都市部での確保が難しいというようなこともあって、規制緩和を打ち出しているわけです、特に資格のない人でもいいですよ。これまで京都府の方では京都府の研

修を受けなあかんというような規定があったのも見直すというような話がありまして、そういうことにあわせて嘱託は雇わないということなのか、いや、嘱託は雇いたい、こういう事情で採用できなかったというのか、ご説明をお願いします。

それと、給食センターの方の、日割りで計算したら減ったという話ですが、これは調理員さんなんですか。調理員以外に、配送に当たる職員さんもおられるかと思うんですけれども、どの方が嘱託なんでしょうか。お尋ねします。

議長（岡田久雄） 平間社会教育課長。

社会教育課長（平間克則） ただいまのご質問にお答えいたします。

嘱託職員につきましては、基本的には今後も嘱託職員を採用していきたいという形では考えてはおりますが、先ほど総務課長からもありましたように、かなわなかったというところでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 学校給食センター所長、奥山さん。

学校給食センター所長（奥山英高） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。学校給食センターの嘱託職員につきましては、調理員とあと労務員ということでおりますけれども、その中の労務員については一部増額、そして、調理員につきましては減額がございましたので、調整をいたしましたものでございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 放課後児童クラブですけれども、国の方で指導員の規制緩和が言われてるわけですが、先ほどは都市部の話をしましたが、郡部の方でも人数、子どもたちが少ないから、2人いなくても1人でもいいんじゃないかというようなことで、1人でも認めてほしい、なかなか採用も難しいからというようなことで、郡部の方でも規制緩和を求める声があるということも聞いているんですけれども、本町の場合は、特別に支援が必要な子どもたちも保育の方で受け入れもしていただいていますし、そういうことにはならないと思うんです。もう一度確認したいです。来年度も子ども、た

くさん申し込んでると思うんです。嘱託さんを指導員として採用していきたいというふうにお考えでしょうか、教育長、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） ただいまのご質問でございますが、適材が得られるように努力していきたいと思いますが、得られるという確約は今のところございません。なお、嘱託職員さんだろうが臨時的任用さんだろうが、経験を生かして子どもたちのために十分職務を果たしていただいております、このように認識いたしております。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第61号、平成30年度井手町一般会計補正予算（第6回）を採決します。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第62号、平成30年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第62号、平成30年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

平成30年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳

入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億５，１６７万８，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、人事院勧告等に伴う人件費等に係る所要額の補正であります。

それでは、５ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料、今回３，０００円を追加し、計１億５，５４２万１，０００円、現年度分特別徴収保険料の３，０００円であります。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、２目地域支援事業交付金（総合事業）、今回４，０００円を追加し、計３９１万５，０００円、現年度分の４，０００円であります。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、２目地域支援事業支援交付金、今回４，０００円を追加し、計４９５万２，０００円、現年度分の４，０００円であります。

５款府支出金、２項府補助金、１目地域支援事業交付金（総合事業）、今回２，０００円を追加し、計２１４万８，０００円、現年度分の２，０００円であります。７款繰入金、１項一般会計繰入金、２目地域支援事業繰入金（総合事業）、今回３，０００円を追加し、計２１４万８，０００円、現年度分の３，０００円であります。４目その他一般会計繰入金、今回１４万３，０００円を追加し、計３，９８０万４，０００円、その他繰入金の１４万３，０００円であります。

次の６ページをごらんください。

歳出であります。３款地域支援事業費、１項一般介護予防事業費、１目一般介護予防事業費、今回２万９，０００円を追加し、計１，３２８万９，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の２万９，０００円、給料の５，０００円、職員手当の１万８，０００円、共済費の５，０００円、負担金補助及び交付金の１，０００円であります。

２項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的支援事業費、今回１１万４，０００円を追加し、計１，６７２万５，０００円、財源内訳といたしまして、

一般財源の１１万４，０００円であります。給料の１万８，０００円、職員手当の３万３，０００円、共済費の６万円、負担金補助及び交付金の３，０００円であります。

４項その他諸費、１目審査支払手数料、今回１万６，０００円を追加し、計６万７，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の６，０００円、その他の７，０００円、一般財源の３，０００円であります。役務費の１万６，０００円あります。

なお、給与費明細書につきましては、後ほどごらんください。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第６２号、平成３０年度井手町介護保険特別会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第６２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第６２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第６３号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）　それでは、議案第６３号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

戸籍総合システム機器更新について、下記のとおり財産取得をしたいので、

井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、30住福備第1号、戸籍総合システム機器更新。2、取得金額、金1,566万円、うち取引に係る消費税額、金116万円。3、取得の相手方、三重県松阪市石津町字地藏裏353番地1、株式会社松阪電子計算センター、代表取締役、熊崎 孝。4、取得の方法、随意契約による契約。

なお、戸籍総合システム機器更新につきましては、平成25年度に導入した当該システムを更新するものであります。また、契約履行期間は地方自治法の規定により、議会の議決の日の翌日から平成31年3月31日まででございます。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 契約の方法が随意契約になっていますけれども、なぜ一般競争入札ではなく随意契約にしたのか。随意契約でも幾つかの見積もり合わせをとって契約するということがあると思うんですけれども、見積もりは何者かとられたのか、どういう理由でここに決定されたのか。

これまでも戸籍のシステムというのは使っているわけで、購入だけじゃなくて保守管理も含めて、これ、この会社にお問い合わせするのか。これまでもそういうことは、保守管理は購入した会社がやってたのか、それはまた全然別の契約なのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、随意契約についてでありますけれども、現在の戸籍総合システムについての導入時の業者であります、機器ソフトウェア、ネットワークに係る保守についても委託しております。本事業におきまして、システムの設計、

構築に関して安全かつ的確にできる業者であり、ふぐあいが生じた場合でも、その原因が機器の障害かシステムまたはネットワークの障害かにかかわらず、一括して対応が可能となります。

また、保守のみならず、戸籍法にも精通され、実務の上でも即時に対応していただいております。今回の更新にはデータの移行も含まれております。導入時と同一の業者との随意契約による更新にすることにより、データの移行による誤り等のリスクがなく、スムーズに移行ができ、住民サービスを低下させることなく運用が可能となります。戸籍という親族的身分関係を登録し公証する個人情報につきまして、正確にデータ移行し、安定した運用をする必要があることから、1者の随意契約としたところでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） いろいろ、ここがすぐれているとか、そういう理由はあると思うんですけども、最初購入したところと同一業者に保守更新やってもらおうということになると、ずっとそこと契約し続けるということになるんですね、それが条件やということになると。せやけど、今回は5年目ということですけども、それまではどうやったのかというのと、これは、契約は複数年で契約しているのか。5年契約ということですか。取得金額と別に保守の分の契約額というのがあるのであれば、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 今回はシステムの機器の総合的な更新になるんですけども、保守契約は別途また5年という形で契約の方、購入が決まりましたら後日また契約というふうなことになるんですけども、その金額につきましては、今、資料は持ち合わせておりません。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 後で、契約についての資料と保守契約についての額と

か、今、これから契約するんやったらそれはないかもしれませんから、これまでの額とか今回提案する額というのが決まっているのであれば、それをお願いします。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第63号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第6号、消費税10％への増税の中止を求める意見書を議題とします。

発議第6号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

それでは、消費税10％への増税の中止を求める意見書を提案させていただきます。

政府は繰り返し、来年2019年10月から消費税を10％に増税すると明言しています。しかし、2014年4月に消費税率を5％から8％に引き上げた後、これまでに家計消費は一月も増税前の水準を上回ったことはありません。このような時期に消費税を増税すれば、家計消費への大打撃になり、景気に深刻な影響を与えることは必至です。安倍首相も臨時国会で、前回の増税が我々の当初のもくろみよりも大きく消費に影響を与えたという認識は持っているとは認めざるを得ませんでした。

今回政府が打ち出そうとしている景気対策も、多くの問題点が明らかとなっています。食料品等に軽減税率を設ける施策は8％に据え置くだけで、負

担が軽くなるわけではありません。中小企業支援策、ポイント還元も、そもそもカード決済を行っていない店舗も多く、カード会社が課す手数料は、決済額が少ない中小店舗ほど負担が重いという問題があります。商品の転売を繰り返すなどの不正な手段でポイントを得る詐欺に対しても有効な対策はありません。

さらに、低所得者向けのプレミアム商品券に至っては、商品券を使って買い物をすれば、レジで「私は低所得者です」と言うようなものとの声が上がるなど、いずれの施策も愚策と言えるものです。

複数税率導入で必要となるインボイス（適格請求書）制度も問題です。免税事業者はインボイスを発行できず、取引から排除されて、存亡の危機に立たされるおそれがあります。

こうした数々の問題点がある消費税の１０％への増税は中止し、大企業や超富裕層への優遇税制こそ見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出しますという案でございます。

中小零細業者から大変だという声が上がっているだけでなく、昨日の報道をお聞きしますと、経団連の方からも、ポイント還元を大規模なお店や大企業は２％とか０％にするというようなことは納得できない、消費者が混乱するという批判も上がっております。誰からも歓迎されておられません。ぜひこれは中止をするべきではないかと考えますので、同僚諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第６号、消費税１０％への増税の中止を求める意見書を採決します。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手少数。したがって、発議第6号は否決されました。

次に、日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 先ほどのご質問いただきました今までの保守契約についてでありますけれども、今までの保守契約の金額は年間で448万5,000円であります。

以上です。

議長(岡田久雄) お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成30年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時03分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 中 坊 陽